

## 第 7 4 号議案 品川区立体育館の指定管理者の指定について

### 1. 管理対象施設

- (1) 名 称 品川区立総合体育館  
所在地 品川区東五反田二丁目 1 1 番 2 号
- (2) 名 称 品川区立戸越体育館  
所在地 品川区豊町二丁目 1 番 1 7 号

### 2. 指定管理者候補者

- (1) 名 称 公益財団法人品川区スポーツ協会
- (2) 所在地 品川区東五反田二丁目 1 1 番 2 号
- (3) 代表者 理事長 梅沢 豊

### 3. 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

### 4. 指定管理者候補者の選定方法

現指定管理者である公益財団法人品川区スポーツ協会は、平成 1 8 年度より 3 期 1 5 年間の指定管理者として安定的に区立体育館の管理運営を行っている。また、構成員および指導者の多くが区民から成る 2 9 種目のスポーツ団体が加盟しており、各団体がそれぞれのスポーツ種目について高度で専門的な知識・技術および事業の企画・運営機能を有し、区民による区民のためのスポーツ事業を実践してきている。

これまでの運営実績および区民スポーツの拠点施設であるという区立体育館の地域性を踏まえ、総合的に判断した結果、次期指定管理者については公募をせず、現指定管理者を指定管理者候補者として選定を行うこととし、選定委員会に付議した。

### 5. 指定管理者候補者の選定までの経緯

#### (1) 選定の経過

令和 2 年 9 月 4 日 公益財団法人品川区スポーツ協会より指定管理者指定申請書を受理

令和 2 年 9 月 2 9 日 品川区立体育館指定管理者候補者選定委員会を開催し、指定管理者候補者を決定

#### (2) 選定委員会の構成

委員長 企画部長

委 員 有識者 2 名、文化スポーツ振興部長、スポーツ推進課長、健康課長、学務課長

計 7 名

## 6. 選考基準

- (1) 利用者の平等な利用およびサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 体育館の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 体育館の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有していること。
- (4) 体育館の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

## 7. 指定管理者候補者として選定した理由

- (1) 利用者の平等な利用の確保およびサービスの向上については、スポーツ協会・協会加盟団体・民間事業者が連携し、利用者の意見を反映させながら様々な事業を展開していることを評価した。
- (2) 体育館の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減については、日野学園等との定例会等を通じた利用者の安全確保に係る体制整備や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の徹底を図っていること、環境に配慮した管理運営コストの縮減に取り組んでいることを評価した。
- (3) 体育館の管理を安定して行う物的能力および人的能力については、東京 2020 大会において練習会場として使用されることによる収支変動を見込んでいること、緊急時対応体制を整え、研修を通じた職員のレベルアップに取り組んでいることを評価した。
- (4) 体育館の設置目的を達成するための十分な能力については、新規利用者の掘り起こしへの取り組みや各種関係団体との連携状況、東京 2020 大会に向けた機運醸成・終了後のレガシー事業に関する計画や利用率の低い会議室の有効活用の提案などを評価した。
- (5) これまでの 15 年間にわたり培ってきた安定的かつ地域に根差した施設運営について、引き続き安定的に提供できることおよび今後の運営について選考基準に即した提案がなされていることから、基準に沿って審査した結果、総合評価は優れているとの評価がなされた。

## 8. 今後のスケジュール

令和 2 年第 4 回区議会定例会において、指定管理者の指定議決後、指定通知書を送付し、管理運営に関する協議を行い、協定書を締結する。